

自由は突然なくなるのではない。だんだんなくなっていくんです。（宮澤喜一『二十一世紀への委任状』）
気がついたときには酸欠でどうにもできなくなっている。
はじめのときは気をつけるしかないのです。

自由が侵されそうになるあらゆる兆しに、厳しく監視の目を向けなければならぬのです。

憲法改正は本当に正しいのか

前文

国民の主権が失われる

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し
~~主権が国民に存することを重申してこの憲法を確定する。（削除）~~

第九七条

基本的人権が失われる

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる申田獲得の努力の成果であつて、
これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない
永久の権利として信託されたものである。（全削除）

現行憲法

改正案

天皇は象徴である

↓ 天皇は元首であり象徴である。戦前回帰

第九条

陸海空軍その他戦力はこれを保持しない ↓ 国防軍を保持する。（九条の二 新設）

第十二条

国民は公共の福祉のために自由及び

権利を利用する責任を負ふ

第二十条

いかなる宗教団体も政治上の権力を

行使してはならない

第二一条

表現の自由を保障する（二条の二 新設）

↓ 公益及び公の秩序に反しない。基準は国が決める

第二九条

財産権はこれを侵してはならない

↓ 財産権は保障する。侵すより法的効力が弱い

第三六条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、

絶対にこれを禁ずる

↓ 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、

禁止する。例外を認める

第六四条の二

新設

内閣総理大臣その他国務大臣は

文民でなければならない

↓ 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、

現役の軍人であつてはならない。退役軍人は容認

第八三条の二

新設

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、

裁判官その他公務員は、この憲法を尊重し
擁護する義務を負ふ

↓ 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない

確保されなければならない。テフレ不況の恒久化

第九九条

憲法が国家権力を縛る鎖から国民を縛る鎖になる

